

奈良県告示第二百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

小栗栖

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡東吉野村大字小栗栖道路（県道） 一号及び五号

〃 一九八番 二号

〃 二〇〇番 三号

〃 四一六番一 四号